



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

「ロシアの核不拡散政策：1991年－2016年」

小 泉 直 美

「ロシアの核不拡散政策：1991年－2016年」

小泉 直美

はじめに

2015年7月、イランの核開発問題に関するイランとP5+1（常任理事国5か国とドイツ）との間の最終合意（「包括的共同行動計画」）が成立した。イランはその核開発計画を大幅に制限され、厳格な監視を受ける代わりに、これまで課せられていた制裁の解除を受けることになった。歴史的な合意と言えるが、同時にこの成果に対する懐疑的な見方をする者も多い。また同年5月に開催されたNPT再検討会議では、中東の「非核地帯」化構想をめぐる加盟国の対立が解消せず、最終文書の調印が見送られた。NPT体制の存続には不透明感が漂っていると言えよう。こうした中、核不拡散体制の重要なアクターの一つであるロシアは、同体制に対してどのように対応しようとしているのであろうか。ロシアはイランや北朝鮮に対する制裁発動には消極的な態度をとることが多いが、上記包括合意達成の過程では、建設的な役割を果たした。本稿では核兵器・核関連物質¹及びその運搬手段であるミサイルに焦点を合わせ、ロシアの核不拡散政策の意図を探ることにしたい。

ロシアの核不拡散政策といった場合、これには二つの側面がある。ロシアの国内政策と対外政策である。国内政策には、さらに二つの分野がある。一つは核兵器等の管理の問題である。ソ連邦崩壊時、中央による管理体制が崩れ、この結果生じた状況は「ルース・ニューク」(loose nukes)として大きな懸念を呼んだ。もう一つはロシアの輸出管理政策である。やはりソ連崩壊で不正輸出が増え、国際輸出管理レジームへの加入とともに新たな法整備が急務と考えら

れた。以後、ロシアは米国等の誘導・支援を受けてこれらの問題に取り組んできたが、現状はどうなっているのだろうか。

対外政策では、イランや北朝鮮の核開発問題におけるロシアの対応が問題となる。ただし、この両国の問題は異なる地域情勢を背景としており、したがってロシアの政策決定に作用する要因が異なる。本稿ではイランのみを扱い、北朝鮮の問題は別稿に譲りたい。

ロシアの対イラン政策に関して言えば、先行研究には2つの見方がある。一つは、ロシアは一貫して核不拡散体制を欺いてきたとするものである。米国ヘリテージ財団のコーエン（Ariel Cohen）は、ロシアの意図は中東での米国の影響力を弱めることであり、そのための事実上の同盟国、イランに対して、核やミサイル開発の支援を継続してきたとする。ロシアは核武装したイランがロシアを標的にするとは考えておらず、したがってイランとの協調からくる地政学的・経済的利得を優先させているとみている²。確かに米ロ関係が悪化すると、こうした見解はより強く主張されるが、全体としては比較の少数派である³。

多くの研究は、ロシアの不拡散政策は「アンビバレント」だと指摘する。一方で、NPT体制の下、不拡散の必要性を声高に訴え、時に協力的だが、他方で、イランにウラン濃縮を放棄させる国際社会の試みにたいしては、その足を引っ張ることの方が多しとする。ただし、その理由は様々に指摘されている。アンビバレントな態度ということは、一般に互いに相容れない複数の利益を追求するために起こることと考えられる。たとえばカツ（Mark N. Katz）は、ロシアは一方で「米国の外交目的を阻むことを喜びながらも、責任ある大国として見られたい。同様に、イランとはよい関係、より良い関係を保ちたいが、西側同様、イランの核保有は望まない」。かくして「アンビバレント外交はアンビバレントな動機に由来している」という⁴。

しかし、アンビバレントというだけでは、ロシアの行動を説明はできても予測が立てられない。複数の利害間の優先順位を考える必要がある。そこで本稿では、ロシアの行動に影響を与えうる利害として、核不拡散という目標のほかに、グローバルなレベル、地域のレベル、国内のレベルに分けて問題を整理し

ておきたい。グローバルなレベルでは、ロシアは米国との協調、ただし、対等な立場でのそれを望んでいる。それによって、ロシアに不利になるような米国の一方的行動、例えばミサイル防衛の開発、NATOの東方拡大や、中東を含めた世界各地での米国の軍事・非軍事的な「民主化」拡大策を阻止したいと考えている。他方、中東という地域のレベルでは、イランという地域大国との良好な関係を保つことが、中東でのロシアの発言力確保にもつながり、またこれがグローバルなレベルでの米国への外交上のカードともなる。さらに、国内のレベルではイランは、ロシアがこれからの基幹産業と目する原子力や兵器産業の得意先である。彼らの利害を守る必要がある。

総じて、ロシアが国内経済やイランとの関係を重視して原子炉やミサイルを売れば、核不拡散体制を弛緩させることにつながりかねず、米国との関係を緊張させるという構図が確認される。問題は、ロシアが何に優先順位を置いて、どのようにこの対立する利害のバランスを取ろうとしているのか、という点である。

以下では、まず初めの2節で、ロシアが米国の支援や誘導を受け、国内の核兵器や核関連物質の管理及び輸出管理体制を再構築し、核不拡散体制に組み込まれてきた経緯と現状を考察する。その上で、第3節で、ロシアの対イラン政策を考えてみたい。

1. 核兵器及び核関連物質の国内管理

(1) 米国等の支援

ソ連が崩壊した1991年12月の時点で、ソ連の保有していた核兵器及び核関連物質はきわめて不安な状態に置かれることになった。核兵器は米国を直接攻撃しうる戦略核兵器とそれ以外の非戦略核兵器に分類されるが、当時のソ連は戦略核弾頭を推計で12,300発、非戦略核兵器および戦略防衛兵器も推計で15,000発、計27,000発を保有していたと言われる⁵。さらにソ連崩壊で、ソ連

の承継国であるロシア以外の新独立国3国（ベラルーシ、ウクライナ、カザフスタン）にもその一部が残されることになった。また、兵器用、民生用の核関連物質はソ連時代の閉鎖都市を初めとする全国各地の施設・研究所に保管されていたが、経済危機のなか、これらの施設は保安状況が劣悪なまま残されることになったのである。化学兵器や生物兵器も同様であり、他に雇用を失ったこれら兵器開発に携わっていた科学者や技術者の頭脳流出も懸念された。

この状況にいち早く対応したのが、米国上院議員のナン（Sam Nunn）とルーガー（Richard Lugar）である。ソ連崩壊がせまった頃、ロシア側からのアプローチがあり、ナン・ルーガー法（「1991年ソ連核脅威削減法」）を91年12月に成立させた。これに基づいて立ち上げられたのが国防総省の協調的脅威削減プログラム（CTR）である⁶。後にこのプログラムには国務省やエネルギー省が参画し、97年度以降は、同2省はそれぞれ独自の予算をとって、プログラムを運営するようになった。多くの場合、これらのプログラムも含めてCTRと呼ばれている。

国防省のプログラムでは、核兵器の移送・保管、ミサイルの発射装置やインフラの解体、解体される核弾頭から出る濃縮ウランとプルトニウムの保管、生物・化学兵器の破壊・保管などが実施された。国務省は核施設等で働いていた科学者や技術者の支援や、輸出管理の法整備、管理体制の構築に当たった。また、エネルギー省は核兵器や兵器用の核関連物質の保管強化、保管場所の集中や、国境地帯での密輸管理の支援を行った。他に、民間の放射性物質を扱う研究所や核廃棄物の保管施設の保安の強化にも参画した⁷。ロシアもまた、これらを積極的に受け入れた。国防省プログラムの成果は右頁の表を参照。

2001年1月発足のブッシュ（George W. Bush）政権は、当初CTRに対して懐疑的であり、その予算を削減しようとしたが、同年9月の米国同時多発テロ（以後9.11事件と記す）の後には、むしろその支援をしばしば明言するようになった。当時、大統領に就任した直後のプーチン（Vladimir Putin）は、NATO拡大阻止やABM条約の継続、戦略的安定の維持を目指して、対米関係の再構築を模索していた。9.11事件は予想外のチャンスであった。テロ対策と同時に大

表：国防省管轄のCTRにおける成果一覧⁸

実施された作業	成果	実施された作業	成果
核弾頭の（解体）	7616個	SLBM発射基の解体	492基
ICBMの破壊	914基	核装備空対地ミサイルの破壊	906基
ICBMサイロの破壊	498か所	爆撃機の解体	155機
ICBM移動発射機の破壊	197基	核実験トンネル／穴の封鎖	194か所
核兵器搭載潜水艦の破壊	33隻	核兵器輸送列車の発送	611台
SLBMの解体	695基	核兵器貯蔵施設のアップグレード	24か所
生物兵器実験棟の保安強化	47か所	化学兵器用化学剤の破壊	4018.6（トン）

（2013年3月31日現在での進捗状況）

量破壊兵器（WMD）の拡散が米国にとって大きな意味を持つことになり、この面での対米支援や共同歩調をとることによって、米国の譲歩を引き出しえると考えたからである⁹。02年6月のカナナスクス先進国首脳会議（G8）では、WMD不拡散に対するG8 グローバル・パートナーシップが謳われ、米国はロシアやその他の旧ソ連諸国におけるCTRのため、10年にわたって毎年最大10億ドルの支援を約束したのである¹⁰。

その後、2003年の米国の対イラク戦争や旧ソ連地域出でのカラー革命の発生によって、米ロ関係は一時冷却化したが、核不拡散分野での二国間協力はむしろ強化された。米国が「規範を強制的に遵守させる政策」への反発・コストの高さを認識し、多国間協調に「回帰」する姿勢を示したからである¹¹。未だソ連崩壊後の復興途上にあったロシアは、米国の動きに積極的に同調していくことになる。04年4月に採択されたWMD不拡散に関する国連安保理決議1540号では、ロシアは米国とともに共同提案国としてこれに関わった。05年2月のブラチスラヴァ米ロ首脳会談では両国の核テロ防止協力の強化が謳われた。こうした動きが翌06年7月のサンクト・ペテルブルクでのG8サミットの時に提唱

された米ロ両国による「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアチブ」(GICNT)の立ち上げにつながるのである。

他に、1993年、米ロ両国が承認した高濃縮ウラン購入協定(通称「メガトンからメガワットへ」プログラム)がある。これは米国が20年間にわたって、解体した核弾頭から回収した500トン(約2万発の核弾頭に相当)の高濃縮ウランをロシアが低濃縮化し、それを米国が購入し、原子炉用燃料に加工して消費するというものである。これによって、ロシア側は余分な核弾頭の解体ができるだけでなく、何十億ドルもの収入に加え、数千人の雇用も確保することができた¹²。

また、核兵器解体後に出た余剰プルトニウムに関しては、2000年、米ロ双方が34トンずつを処分することが合意され、資金不足のロシアに対しては他のG8各国が支援することが約された¹³。

ところが2007年から米ロ関係は確実に悪化した。2月のミュンヘン安全保障会議でプーチンは初めて米国のユニラテラリズムを強く批判する演説をした。それは経済成長に自信を持ち始めたロシアが自尊心を高めると同時に、ミサイル防衛(MD)の開発を続ける米国に対して軍事的な警戒心を高めた結果であった。ロシアは自尊心を回復するにつれ、CTR延長への意欲を失っていった。CTRは一度2006年に延長されたが、ロシアはこの時ですら、自らの態度をなかなかはっきりさせず、最終段階でようやく延長に合意したと言われる。13年7月の期限を前に、再度延長交渉が行われたが、この時、ロシアが問題にしたのは以下の2点であった。一つは、作業途中に起きた事故に対する責任引き受けの問題である。米国側は一切これに応じてこなかったが、ロシア側はこれに不満を持っていた。もう一つは、米側が作業終了後の現地査察を求めた点である。対象が軍事機密に関連する施設であるため、ロシア側は米国との関係が緊張するにしたがって、米査察団の立ち入りを忌避するようになったのである。

この結果、延長は難しいと思われた。しかし、両国のこの問題に関わっている当事者や専門家の間ではまだまだやり残している作業が多いという共通認識があり、結局、CTRは規模を縮小して延長されることになった。すなわち

2013年6月の新しい合意の下、ロシア国防省に関わる活動は停止されたが、米エネルギー省によるロシアの国営原子力企業ロスアトムに対する保安対策活動等は継続されることになった。しかし、14年のウクライナ危機によって、この分野での米ロ協力はついにその命脈が尽きることになった。15年2月初めまでに、ロスアトム8施設での保安システムの更新作業の停止等が発表され、残るはロスアトム以外の核施設の保安作業や意見交換等のみとなっている¹⁴。また、上記の高濃縮ウラン購入協定も20年間で大きな成果を上げたが、13年、延長されることなく終了した¹⁵。

（２）国内管理の自助努力

次にロシア自身による管理体制の強化の動きを見てみたい。プーチン政権下では社会は安定したが、政治腐敗は以前に増して蔓延している。ロシアの自信回復とは裏腹に、こうしたことが核の保安を危うくすることは言うまでもない。プーチンはどう動いてきたのだろうか。

プーチンが国内の管理体制強化に動き出したのは、2002年10月のモスクワ劇場占拠事件の後であった。03年12月に開かれた安全保障会議¹⁶で、大量破壊兵器およびその運搬手段の不拡散分野での国家安全保障問題が、初めて議題に取り上げられている。同会議で、プーチンは率直に、拡散防止問題がロシアにとっても優先事項であること、今後国内管理を強化すること、そして国際的義務を遂行し、さらに国際協力に寄与する旨を述べている。同時に、国内管理に関しては全体的なシステムがまだないこと、「不拡散」に関する統一理解もないこと、専門家が足りないことを指摘し、まずは①ステレオタイプを捨て、現存する概念的文書（第一に安全保障概念）における優先順位を再規定する、②既存の不拡散政策の全面的再検討を行う、③省庁間の作業重複を改め、全体の調整を向上させる、④専門家を養成する、⑤独立国家共同体（CIS）の枠内での政策協調を図る、ことを主張している。

この会議の結果、翌日には「2010年までとそれ以降におけるロシア連邦の核および放射性物質の安全保障分野における国家政策の基礎」¹⁷が大統領の承

認を受けている。これによって、危険施設のリスト、危険物質の在庫管理、汚染地域の特定制・処理、住民や関係者の安全確保などについての国内統一基準がようやく設けられることになった。計画実施は段階をおって行われることとされ、第1段階（2004-05年）でデータの作成、第2段階（2006-10年）を管理システムの作成・完成化に当てるとしている。第1段階が終了し、第2段階に入った2006年6月30日、軍事産業委員会議長で副首相兼国防相であったセルゲイ・イワノフ (Sergei Ivanov) が同委員会管轄の下で作成した「不拡散白書」も初めて公表された¹⁸。

（3）問題点

こうして、ロシアの保安状況は大幅に改善されてきている。しかし、問題は依然多い。単純な窃盗は著しく難しくなったが、内部犯行の可能性が依然高いからである。ロシアの核問題に詳しいポドウィグ (Pavel Podvig) が書いた報告書（2009年）は次のように指摘している。核兵器は国防省の管理下にあり、実戦配備されているもの以外は比較的小数の貯蔵サイトに集積させられ、同省第12総局の兵士によって厳重に管理されているが、国営原子力企業ロスアトムが管轄する軍事・民間利用双方の高濃縮ウランやプルトニウムは、その総保有量も不明確であり、多くのサイトに分割保管され、輸送される機会も多いため、決して安心できる状態にあるとは言えない、と¹⁹。上記「核および放射性物質の安全保障分野における国家政策の基礎」は2012年4月、プーチン政権第3期の開始時に改訂されている。10年近くたってからの改定であるが、「核及び放射性物質の物理的保護システムの改善」という項目では、列挙されている問題点4点中3点は旧版と同じままである²⁰。

こうした行政上の不備の外にも、問題の解決を難しくしているものとして、ロシアの国民性や社会的構造に根差す点も指摘されている。ハーバード大学ベルファー・センターが毎年行ってきた調査報告によると、一つはロシア社会における保安システムの持続可能性の問題、すなわち保安システムが導入されてもそのメンテナンスができないという点や、保安文化の問題が指摘されている。

後者は規則を守る意識が低い、あるいは保安に対する意識が低いため、せっかく導入された侵入探知機が誤作動を嫌がる職員によって電源が切られたままに置かれている、あるいはセンサー付きドアが開けっ放しになっているといった点である²¹。

第2は政治腐敗の蔓延、それを摘発する第3者機関の欠如といったロシア社会の構造的な問題である。上記ハーバード大学の報告書によれば、兵器級核関連物質の保管サイトを警護しているのは内務省軍の徴募兵であるが、彼らは若く、しばしば低賃金で意識も低く、訓練も受けていない。閉鎖都市セヴェルスクの報告では、警護に当たる内務省部隊がむしろもっとも危険な内部犯行者となっているという²²。またチェリャービンスクの閉鎖都市を例とする核物質流出のシナリオも、起こりうる事例として注目された。それによれば、核兵器から取り外され市内に保管されている核関連物質が、ドラッグを買う金ほしさに中で働く労働者などの手で持ち出され、それが犯罪組織の仲介で、最終的にテロリストの手に渡る、というものである²³。こうしたリスクは現在も現実味を持っている。

2. 輸出管理政策

(1) 国際輸出管理レジームへの加入

ロシア国内の核兵器や核関連物質の管理と同様に、問題とされたのがロシア企業に対する輸出管理の問題である。ソ連解体直後、非合法組織や個人による持ち出しの他に、予算不足に悩む企業を傘下に持つ省庁自体が不当な輸出に走ることが横行しており、これを止める必要があった。はじめに米国が問題にしたのは、核技術ではなくミサイル技術である。ソ連時代の91年1月、ソ連一般機械製作省のロケット・エンジンの輸出部門であるグラフコスモスがインドの宇宙研究組織（ISRO）と調印した低温エンジン売却契約が問題とされたのである²⁴。これにより、インドが高性能な長距離ミサイルを開発する可能性が生

じていた。しかし、そもそもミサイルはソ連国家の威信の象徴であり、ソ連はその輸出を影響力拡大の手段として使っていた。したがって、多くのソ連人がその国際的な輸出規制には批判的であった。またソ連崩壊の混乱期、国家発注が途絶え、ISROとの契約はグラフコスモスにとって組織の生存をかけたものでもあった。

ソ連崩壊と米国の政権交代を経て、1993年7月、エリツィン(Boris Yeltsin)政権とクリントン(William Clinton)政権の間で妥協が成立した²⁵。その内容は、エンジン本体の輸出は可能だが、生産技術の輸出は自己規制する、というものであった。合意された覚書は93年9月に正式に調印されたが、その後も、国内の抵抗は強く、結局、合意内容が具体化され、ロシアがインドとの契約内容を修正するのは94年3月となった。95年10月、ロシアのミサイル技術管理レジーム(MTCR)への加盟申請は正式に受理された。

対米譲歩が可能となったのは、一つにはソ連からロシアとなり、交渉の担当を継承したロシア宇宙庁が、グラフコスモスとは異なり、ロシア政府に従順であったということがある。しかし、より大きいのは、クリントン政権が制裁を課しながら他方で、ブッシュ父政権とは異なり、すべてを禁じる(ゼロ・トランス)のではなく、妥協案を示し、なおかつ、ロシア宇宙庁にはこの分野での米ロ協力、すなわち国際宇宙ステーション計画への参画や、商業打ち上げサービス事業への参入を後押しするなど、アメを提供した結果であった²⁶。

しかし、いつもアメが用意されているとは限らなかった。ロシアのMTCRへの正式加盟までの2年間、米国には別の懸念案件があった。それはロシアのイランへの兵器及び原発輸出である。兵器に関しては1989年から92年、ソ連(ロシア)はイランとの間で、10年を期間とする兵器輸出契約に調印していたが、その契約品目の大部分はすでに92-96年の間に引き渡されていた。また、原発に関しては92年8月に結ばれたロシア・イラン間の協力協定に基づいて95年1月に締結した、ブシェールの軽水炉建設の完了工事とその関連の契約である。

結局、ロシアは米国の圧力を受けてイランとの契約を自粛することになり、ロシア側には収益減、新規注文の喪失、パートナーとしての信用の失墜など、

大きな損失を被ったという意識が残った。兵器輸出に関しては、ロシアは米国と1995年6月30日に覚書を調印し、新規契約を結ばない、残りの輸出も99年末までに完了させ、イランとの軍事協力を段階的に廃止することを約束した。他方、原子炉契約に関しても、95年12月、ロシアは秘密書簡で、協力内容をブシェールの1号機と、燃料、トレーニング・サービスの提供のみに限定することを約束した。

以上のように、米国は1990年代、時にアメとムチを駆使して、ロシアを国際不拡散システムの中に組み込んでいった。ミサイル輸出のレジームへの加盟のほか、ロシアは、冷戦期に共産国への通常兵器や汎用技術の輸出管理体制として作られていたCOCOMの後継組織であるワッセナー・アレンジメントの創設（96年7月）に加わった²⁷。なお、核兵器に関しては、ソ連は原子力供給国グループ(NSG)の設立当初からの参加国である。

（2）国内輸出管理システムの確立

国内法の整備も早急に求められた。1992年4月、大統領令388号によって輸出規制品目リストの基づく輸出管理システムが暫定的に作られた。軍需品も汎用品もともに規制対象とされた。「ロシア連邦輸出管理委員会」が創設され、省庁間の調整が図られたが、結局、担当官庁の主導権争いが起こり、システムの運用はスムーズにはいかなかった。

1990年代中頃、米国が再び問題としたのが、イランに対するミサイル輸出であった。イランは北朝鮮のノドン・ミサイルのコピーである中距離ミサイル、シャハブ3とその改良型長距離ミサイルの開発中であり、これにロシア企業が関わっていることが強く疑われたのである。97年3月のヘルシンキ首脳会談で、クリントン大統領がこの問題を提起すると、エリツィン大統領は疑惑を強く否定する一方で、調査を約束した。同年6月のデンバーG7サミットではミサイル問題の特別チャネル²⁸を設置、協議を進めることになった。

米側は再び制裁をテコにより強力な輸出規制法や規則の施行を要求するが、他方で、対インド輸出の時と同様に、ロシア宇宙局へはアメとして、宇宙ビジ

ネスでの協力拡大を提示した。ここで重要な役割を果たしたのが、米側の安全保障担当大統領補佐官のバーガー（Samuel Berger）とロシア側の安全保障会議書記ココーシン（Andrei Kokoshin）である。両者はロシアの官僚組織の干渉を排して、直接議論を詰めていった。この結果、1998年、軍需品の輸出審査は連邦法「ロシア連邦と諸外国の間の軍事技術協力について」により別系統とされ、汎用品や原子力関連物質等に関しても、1999年、連邦法「輸出管理について」が制定された。

同法には以前に比べ、調査権、罰則規定などより大きな権威が与えられることになった。規制品目のリストだけではなく、WMDやミサイルの開発や生産に利用される可能性がある材料や技術をも対象とするキャッチオール規制も導入された。バーガーとココーシンの連係プレーで、情報が交換され、いち早く不正輸出が規制されるケースも見られた。MTCR違反ではないとしながらも、ロシア政府がロシア企業の対イラン輸出契約をキャンセルする場合もあった。しかし、輸出許可証の審査権限が関係省庁間に分割されていたため、システムの運用は依然場当たりのであった²⁹。

2000年5月、プーチンが大統領に就任した。プーチンはロシアを「強い国」にすることを目指して、中央権力の強化とともに政治経済構造の再編に着手した。輸出管理もその一環である。しかし、まずプーチンが行ったのは、国家の求心力の強化であった。対外政策では米国との対等性が強調されると同時に、国内企業の保護に重点が置かれた。この結果、ロシアは2000年11月3日、米国大統領選挙の4日前に、イランへの武器輸出制限に関する1995年協定を12月1日以降無効とすることを米国政府に対して通告した。翌01年3月、ハタミ（Seyyed Moḥammad Khātāmī）大統領がロシアを訪問した。イランの行政府のトップとしては初めてのこととなる。このとき、プーチンとハタミは2国間の相互関係の基礎と協力に関する条約に調印した。10月には年間3・4億ドルの武器供与に関する枠組み協定に調印している。契約内容には、ロシア産兵器のスペア部品や新型戦闘機のほか、防空システムなどが含まれていた³⁰。

その後、2004年、政権2期目に入り、ようやくプーチンは行政改革に着手する。

その中で、現在の輸出管理制度が完成することになった。軍需製品の輸出管理を行うのは連邦対外軍事技術協力局(FSMTC)、汎用製品を扱うのは連邦技術・輸出管理局(FSTEC)とされ、ともに国防省の傘下に置かれた。両局は、それぞれ輸出入規制リスト案を関係機関の協力を得て策定し、大統領によって承認されたリストを基に審査を行い、輸出許可証を発行することになった。

このようにロシアの輸出管理制度は、制度的には厳格なものが確立しているが、やはり問題点は指摘されている。第一に、国内の管理体制の場合と同様に、プーチン政権下で蔓延している汚職や犯罪組織の増大が、非合法的な兵器移転の可能性を残しているのである。国民の法遵守への意識は高いとはいえず、賄賂やその他の不法なインセンティブによる汚職の蔓延がシステムの効率を低下させている。マスメディアやNGOの活動は政府によって規制されており、第3者機関による監視の機能を果たしていない。

さらに条約上の義務違反ではないが、輸出管理の目的精神に反するロシアの態度がその後も、しばしば批判の対象となってきた。イランへの原子炉や兵器輸出がその例である。ロシアはイランの核兵器開発を阻止する国際的な取り組みにも消極的であり、ロシアの誠意に対する疑念を生じさせてきた。以下では、この点に関するロシアの意図を考えてみることにしたい。

3. 対イラン外交と国内原子力産業政策

(1) 冷戦崩壊からプーチン就任当初まで

ロシアの原子力産業も冷戦の終焉とソ連崩壊で大きな打撃を受けた。予算執行が滞り中、原子力産業を抱えるロシア原子力省(ミナトム)³¹も財源を輸出に求めた。ミナトムは民生用の原発と軍事用の核兵器開発を一手に掌握していたが、後者の需要が大きく落ち込む中、民生用原子炉や関連技術・機材の輸出に期待が集まっていた。そうしたときに、イランがイスラム革命のために建設が中断されたままになっていたブシェール原発1基の建設をロシアに打診して

きたのである。しかも、契約は原発1基にとどまらず、さらに大きな収益が見込まれた。ブッシュはミナトムにとって「救命いかだ」であったのである³²。1995年1月、両国は8億ドルの契約に調印した。

当然ながら、クレームをつけたのが米国であった。米国は、イランが原子炉輸入の裏で核兵器開発のための核燃料サイクル技術の獲得を狙っていると考えたからである。実際、直後に、正式な契約の他に秘密取引があることが発覚した³³。米側の圧力を受けて、1995年首脳会談でエリツィンは調査を約束し、結局、前述のように95年12月、引き渡しを原子炉1基と関連する燃料・訓練に限ることを約束したのである³⁴。だが、98年、イランとの関係が深いアダモフ (Yevgeny Adamov) が原子力相になると、95年誓約の履行はあやふやとなり、米国は再びロシアに対する疑念を強めることになった³⁵。

2000年5月、大統領に就任したプーチンはイランへの輸出政策を大幅に変更する。イランへの軽水炉の輸出は正当な権利であると主張し、自主規制に関する米国との95年の合意事項を破棄したのである。その後、兵器輸出に関しても、同様の措置に出たことはすでに述べた。しかし、他方でプーチンはアダモフを解任し、対米協力を重視するルミャンエフ (Alexander Rumyantsev) を後任とした。また、前述のように国内の管理体制の強化や輸出規制のシステム確立に乗り出したのである。

この時期、ブッシュ大統領は2002年の年頭教書で、イラン、イラク、北朝鮮を名指しした「悪の枢軸」演説をする。まもなく同年夏にはイランがIAEAに無申告のウラン濃縮を進めていることが発覚した。そして、翌03年、米国は核開発を理由にイラクのフセイン政権打倒を目的とする軍事攻撃を実施する。しかし、イラク戦争は別の副産物も産んだ。イラク戦争に脅威を感じたリビアが核放棄を決断したのである。そして、そのリビア筋から、リビア、北朝鮮、イランの核技術の供給源がカーン (Abdul Khan) 博士の作った闇ネットワークであることが発覚したのである³⁶。ロシア側はこれで「濡れ衣」が晴れたと考えた³⁷。

(2) プーチン政権第1・2期の政策：3レベルの利害の調整

イラク戦争後、米国が多国間主義へと軸足を移した。カーン博士の告白もあり、ロシアにとっては外交の幅を広げる好条件がそろった。以後、ロシアは積極的に「対等な立場」での米国との核不拡散協力を演出していくことになるが、そこには同時にロシアの原子力ビジネスの再編と国際展開が視野に入れられていた。それは冒頭述べた核不拡散という利害に加えて、ロシアのグローバル、地域、国内の3つのレベルの利害が一致する点であった。すなわちプーチンは言わば1石4鳥を狙ったのだと言える。

2005年2月、ロシアはイランと原子炉稼働協定を調印したが、このなかには使用済み燃料の引き取りの規定が正式に挿入された³⁸。さらに、同年11月には、今後イランがウラン濃縮を断念する代わりに、ロシアが核燃料の安定供給を約束するという提案をした。イランはあくまでも自国内の濃縮にこだわり、この提案を拒否したが、これが以下に示す核燃料国際管理構想(MNA)のロシア提案となったのである³⁹。

核燃料サイクル活動を国際管理の下に置くという構想の起源は古い。1946年の国連原子力委員会における論議にさかのぼることができる。今回、議論再浮上のきっかけとなったのは、2003年のエルバラダイIAEA事務局長の提案であった。背景には、温暖化による原子力発電への需要の高まりがある。事務局長はウラン濃縮や使用済み燃料の再処理等を多国間の管理に置く核の多国間アプローチを提唱し、翌04年、専門家グループに議論のたたき台を作成させた。特に議論は核燃料の供給保障や核燃料バンク構想に集中した。

ロシアの場合はイランとのやり取りを経て、プーチンが2006年1月、ユーラシア経済共同体の首脳会合で正式に国際ウラン濃縮センター(IUEC)構想を発表した⁴⁰。それは核燃料を必要とする国に対して、不拡散義務を負うことを条件に、無差別に安定して燃料を供給し、かつ使用済み燃料を引き取り再処理する、というものであった。そのための国際ウラン濃縮センターの一つをロシア国内に建設し、IAEAの完全な管理の下にそれを運営するとした。2007年9月、IUECは正式に設立され、09年11月にはIAEAの承認も受けている。

こうした IUEC 構想の推進の裏では、プーチン政権による原子力産業の大再編が行われている。もともとソ連時代、原子力行政はソ連閣僚会議付属第一総局を経て、ソ連中型機械製作省が管轄していた。1989年に同省はソ連原子力省と改称、ソ連解体後は92年1月にミナトムに再編された。さらに2004年、プーチン政権第2期を前にした行政改革でロシア原子力庁（ロスアトム）に衣替えしていた。

ロシアがイランに対してウラン濃縮サービスの提供を提案した2005年11月、ロスアトム長官に元首相で企業経営の手腕を買われたキリエンコ (Sergei Kirienko) が抜擢され、以後、彼が原子力産業の抜本的再編事業の指揮をすることになる⁴¹。ビジネスを展開するに当たって、ロシアの法律は核物質や施設の民間所有を禁じているため、まず原子力セクターを民生用と軍事用に分離することが優先課題であった。07年2月にはそのための連邦法が成立している⁴²。その上で、同4月には、ウラン生産から原子炉建設まで一手に請け負う原子力版ガスプロム社ともいえるアトムエネルゴプロムの創設が決められた。さらに、12月には原子力庁自体が国営企業ロスアトムとして改変され、キリエンコが初代総裁に任命されている。

石油高騰や温暖化対策としての原発需要の高まりを見て、ロシアでも海外での原子炉建設（イラン以外でも）や IUEC 事業が一躍有望な目玉事業として認識されるようになった。2006年5月の議会教書演説でプーチン大統領は、原子力発電分野の強化に言及し、世界の原子力市場におけるロシアの地位向上を訴えた⁴³。同年9月、ロスアトムは目標値として、国内の総発電量に占める原子力のシェアを20年に23%、30年までに25%とすると発表した（後に下方修正。電力会社統一エネルギー・システムの予測では、2020年での原子力のシェアは15.9%）⁴⁴。10月には550億ドルの原子力エネルギー開発計画を正式に承認している。

こうして順調に進むかと思えた不拡散問題をめぐる米ロ協調も、2006年6月のサンクト・ペテルブルク G8 サミットをピークに、徐々に変調をきたし始める。07年に入り、米国は欧州ミサイル防衛計画を具体的に進め始めたからで

ある。米国がレーダーと迎撃ミサイルの配備予定国であるチェコとポーランドとの具体的な交渉を開始した。これが前述のように07年2月のプーチンによるミュンヘン安全保障会議での対米批判や、同年末の欧州通常戦力削減（CFE）条約凍結という態度硬化につながった。

連動する不拡散協力分野でも、ロシアは態度を硬化させ、いわば対米「イラン・カード」とも言える行動をとっている。2007末にロシアは米国が問題視してきた防空ミサイルS-300のイランへの売却を決定したのである。S-300は長距離防空ミサイルシステムで、イランが原発の防護のためにロシアからの供与を切望してきた兵器である。90年代末、一時、商談は凍結されたが、2003年以降、再浮上していた。契約では5大隊分のS-300PMU-1の供与がなされることになっており、その額は8億ドル相当と言われる。

ただし注意すべきことは、ロシアが実は核技術の移転に関しては極めて慎重だったということである。対米「イラン・カード」を使いながらも、実際には、イランへの圧力も忘れていなかった。上記のように2005年2月にブシェール原発に関する契約は成立したが、同年8月にイランでは強硬派アフマディネジャド（Mahmūd Aḥmadī-nezhād）大統領が就任した。この秋、イランはロシアのウラン濃縮代行提案を拒否する。プーチンはこれに立腹したと言われる。その後、2007年10月、プーチンはイランを訪問し、燃料を搬入してブシェールの原発を稼働させる最終判断を下すが、この時もまた、ウラン濃縮に関する提案を説明したとも言われる⁴⁵。そもそもブシェール原発は、05年2月の契約では06年末の稼働が予定されていた。結局、この10月の決定後も工事完成は遅れ、実際の稼働開始は2011年5月にずれ込んだのである⁴⁶。

その間、イランはIAEAの勧告に従わず、ウラン濃縮を続けた。ついに2006年2月にIAEA理事会がイラン問題を国連安保理に付託したが、これまで反対していたロシアは、ここで初めてこの問題に賛成票を投じた。4月、イランは約3.5%までのウラン濃縮を行ったことを初めて公表した。以後、安保理は2006年7月の決議1696号で「濃縮・再処理を止めなければ、しかるべき手段をとる」との警告をイランに発した後、06年12月の決議1737号、07年3月の同

1747号、08年3月の同1803号と、制裁を発動し、さらにその内容を拡大していく。ロシアはその都度、制裁内容を抑制するよう働きかけながらも、いずれも賛成票を投じてきた。

(3) メドベージェフ政権と対米協調

2008年5月にメドベージェフ (Dmitrii Medvedev) が大統領に就任し、プーチン首相とのいわゆるタンデム政権の発足となった。同年8月ジョージア戦争で米ロは対立し、その後しばらく、ロシアはイランへのさらなる制裁決議採択には応じなくなる。

それでも2009年1月就任のオバマ米国大統領の「リセット」政策でロシアは再び軟化した。米ロは新たな戦略核戦力の削減交渉に入り、10年4月には新START条約が調印された。09年9月、オバマはブッシュ前政権の欧州ミサイル防衛計画を見直すことも発表した。

他方、2009年になると、イランのウラン濃縮の動きが強く懸念されるようになった。9月に第2のウラン濃縮施設をフォルドウに建設中であることが判明した。ロシアはこの時期、よく米国と歩調を合わせている。10月、米国のイニシアチブで「燃料交換案」が提起され、イランもこれに応じる姿勢を見せた。これはイランが貯蔵低濃縮ウランの大半をロシアに移送すること、ロシアがイランの実験炉用の20%のウラン濃縮を代替した後、フランスが核燃料棒を製造し、イランに引き渡すというものであった。11月27日、IAEA理事会はただちにウラン濃縮を停止し、査察を受け入れることを要求する理事会声明を出した。ロシアと中国もこれに同意している。

ところが結局、イランは「燃料交換案」を受け入れず、むしろ濃縮活動を強化した。10年2月には自ら実験炉用に20%濃縮を開始する。イランはあくまでもウラン濃縮をNPT第4条によって認められている固有の権利として要求する構えであったが、米国はこれに応ずるつもりはなかった⁴⁷。この「不平等性」に対する不満は非常任理事国の中にも同調する国があった。トルコとブラジルである。この2国によって、10年5月、仲裁案が出されるが、それも米国等の

受け入れるところはならず、ついに6月29日、安保理はロシアを含む賛成12票、ブラジル・トルコの反対、レバノンの棄権をもって新たな制裁決議1929号を採択したのである⁴⁸。

決議1929号はイランにすべての濃縮の停止と、査察の受け入れを前提として、金融制裁、武器禁輸、貨物検査におけるそれまでの制裁決議を強化拡大する内容で、特に、金融面では国連加盟国にイランの銀行の支店開設を許可しない措置を取るよう求めている。メドベージェフはこの直前の6月5日、メルケル独首相との共同記者会見の場で、新しい制裁決議に賛成することを発表した。この時、メドベージェフは「制裁は誰も望まないが、決めなくてはならないときもある。・・・国際社会の声をイランの指導者も聞いてほしい。無責任な行動をし続けることはまかりならない」⁴⁹と述べている。また7月の大使会議では「イランが、原則として核兵器製造に利用できる能力の保有に近づいているのは明らかだ」と述べた⁵⁰。

この後、問題とされていたイランに対するS-300供与に関するロシアの去就が注目された。6月10日の段階では、外務省筋からS-300は制裁の対象外であるとの見解が示されたが、翌日、プーチンがサルコジ (Nicolas Sarközy) 仏大統領に対して、S-300引き渡しはしないと約束したと伝えられた⁵¹。そして、最終的にメドベージェフは9月22日の大統領令で、国連決議の履行措置としてS-300の禁輸を明確にした。これに激怒したイラン側はロシアの契約破棄を国際司法裁判所に提訴している⁵²。

こうしてロシアはイランの核兵器開発を止めるべく、対米協調に軸足を移した。これは決してメドベージェフの独断専行ではなかった。ただしロシアの微妙な立ち位置に注意したい。すなわち、上記、トルコ、ブラジル提案に対してロシアは好意的に応じている。そして、6月の安保理決議1929号に賛成はしたが、ロシアはその後、イランにすべての濃縮停止を求めるのではなく、IAEAの管理の下、限られた範囲内で低濃縮の権利を認める姿勢を示し始めるのである。

(4) プーチン政権第3期の政策：新たな均衡点を求めて

2011年、中東に、そして米ロ関係に新たな波紋が生じた。中東諸国の民主化運動の連鎖、「アラブの春」である。ロシアはリビアに関して、2011年3月17日の国連安保理決議1973号の決議を棄権することによって、その採択を許した。これは民間人保護のためリビア上空に飛行禁止空域を設定し、その履行確保のために「あらゆる必要な手段をとる」権限を容認する決議であった。これに基づいて欧州諸国主導のNATOリビア作戦が実施され、結果として8月にカダフィ政権は崩壊した。03年のカラー革命以降、国内「民主化運動」への外からの介入に強い警戒感を持つプーチンは、この結果に即応した。

メドベージェフは5月のドーヴィルG8サミットでの記者会見で、「国民の保護という義務を果たせないカダフィ政権は正当性を失った。…カダフィは政権から去るべきだ」とするドーヴィル宣言を支持すると語っていた。しかし、これは後にメドベージェフの個人的決定とされ、誤りとされた⁵³。そして、やはり2011年3月以降、反政府運動と政府の対立が続くシリアに関して、ロシアは中国とともに、制裁警告などの安保理決議案に拒否権を行使し続けた。ラブロフ (Sergey Lavrov) 外相は、ロシアの意図は「リビア・モデル」の適用を拒否することだと述べた⁵⁴。9月にはプーチンの次期大統領選出馬が発表され、事実上プーチンの復帰が決まり、米ロ関係は冷却化していく。

こうした状況の中で、再びロシアがイランと協調する環境が生まれていた。実際、ロシアのイランに対する態度も慎重さが目立つようになる⁵⁵。しかし2011年7月、ラブロフ外相が新たな提案を行った。イランのウラン濃縮活動を直ちに停止するよう要求するのではなく、段階を追って、相互の信頼醸成を高めていくという内容である。言い換えれば、当面、イランのウラン濃縮行動をIAEAの管理の下で、ある程度容認する提案に他ならない。そうすることによってしか、もはや濃縮活動を拡大しているイランを止めようがなかったとも言える。オバマ政権も段階的アプローチには好意的な反応を示した⁵⁶。

2012年初め、イランは依然、ウラン濃縮活動を拡大しており、イスラエルの対イラン空爆が懸念されるようになった。そうした中、米国とイラン双方の

歩み寄りが見られるようになった。米国はイランへの制裁を強化するが、軍事攻撃には慎重な姿勢を示した。13年6月、イランの方でも大統領選挙が行われ、穏健派のロウハーニー (hasan Rowhānī) が選出された。そしてついに、13年4月に開始された P5+1 とイランの協議によって、11月、共同行動計画が合意された。その後、さらに15か月にわたる協議の結果、15年4月に、ローザンヌ枠組み合意が調印され、7月14日、最終合意文書としての包括的共同行動計画が公表された。ローザンヌ合意で目指されたのはもはや、イランの濃縮活動の放棄ではなく、イランが核兵器1個に十分な高濃度ウランを製造するまでの時間を1年以上（この時点で2・3か月と推定）とすることであった⁵⁷。

プーチンは2013年11月の包括共同行動計画の合意直後、「ロシアが提案していた段階性、総合性の原則」が盛り込まれた、と自画自賛した。同年9月にはシリアの化学兵器破棄への同意をシリアから取り付け、米国の軍事介入を防いだとしてプーチンは大いに気をよくしていた。しかし、実際のところ、枠組み合意を成立させたのは、ロシアの仲介そのものというよりもむしろ、イランのウラン濃縮の既成事実の積み重ね、イランの中東全体における影響力の拡大、スンニ派のIS（イスラミック・ステイト）の突然の台頭、オバマ政権の消極的とも取れる中東政策といったむしろ中東の国際環境の変化によるところが大きい。

ロシアはローザンヌ合意後、時を経ずに、イランへのS・300禁輸の解禁や原発のさらなる売却に乗り出した。最終合意の行方には不透明感も付きまとうが、それでも合意が成立し、イランの国際社会復帰がなれば、それはロシアにとって安心材料とばかりは言えない。石油価格のさらなる低下や中国のプレゼンスの前に、ロシアの中東での発言力は低下する可能性があるからである。ロシアにはイランとの関係の再構築が求められているのである。

おわりに

これまで述べてきたことをまとめれば、次のようになろう。

第1に、1990年代はじめ、ルース・ニューク危機に瀕したロシアは米国のアメとムチによる誘導によって、問題の克服にかなりの程度成功してきた。しかし、やがて安定したロシアは自尊心を取り戻し、米国への不満を蓄積させ、その支援を忌避するようになった。折しもウクライナ紛争によって、米ロの協力関係は途絶えることになった。ロシアの政策意図が、一貫して管理強化であることは間違いないが、依然、ロシアには不安要素が大きく残っている。

第2に、プーチンは大統領就任当初から、核不拡散体制の維持には積極的に関わろうとしてきた。象徴的事例としてのイラン問題に関して、ロシアの行動に影響を与える利害を解析してみると、イランの核兵器開発阻止という目標の他に、グローバル（米国との協調）、地域（イランとの協調を通じた中東への発言力の維持）、国内（原子力・兵器産業の振興）の3レベルの利害が影響を与えていると考えられる。政権第1、2期のプーチンは、これら4つの相互に対立しうる利害を同時に満足される最適解を目指した。すなわち、核不拡散レジームに国際ウラン濃縮センターという形で積極的に関与することで米国との協調、イランの要求への対応、国内原子力産業の再編・ビジネスの国際展開を同時に図ろうとしたのである。

第3に、プーチンの上記の政策が破たんした後、ロシアがより重視していたのはイランとの協調よりも、米国のミサイル防衛計画の進捗に影響を与えることであった。2007年、米国のミサイル防衛開発で米ロ関係が悪化すると、ロシアはイランへの原発・兵器輸出を進め「イラン・カード」ともとれる行動をとっている。2008年、ジョージア戦争が起こると、国連での対イラン制裁決議の審議に応じないという態度もとっている。これはロシアが米国との戦略的安定を最重要視しているためであろう。

しかし、第4に、これが実は一番重要な点であるが、ロシアがやはり高い優先順位を置いているのは、イランの核開発阻止である。ロシアは「イラン・カー

ド」を切っている時も、イランのウラン濃縮作業の進捗に敏感に反応している。イランのウラン濃縮技術への執着が固く、その濃縮速度が高まると、ロシアは平和利用のための濃縮を許容する交渉態度をとって、イランの核開発のエスカレーションを止めようとした。この提案がその後の歴史的合意の土台となっている。ウクライナ紛争で米ロ関係が極度に悪化するなかも、ロシアは熱心に仲介役を果たした。ただし、ロシアが脅威と考えるのは、多くの証言があるように核武装したイランではない⁵⁸。イランがロシアを核攻撃することは考えていないからである。ロシアが恐れるのは、イランが核武装することによって、イスラエルやスンニ派アラブ諸国が動き、中東情勢が不安定化することなのである⁵⁹。

注

- ¹ ここで言う核関連物質とは兵器級、および兵器使用可能な核物質、すなわち高濃縮ウラン（HEU）とプルトニウムのことである。
- ² Ariel Cohen, “Russia’s Iran Policy: A Curveball for Obama,” *Backgrounders*, The Heritage Foundation, No. 2359, January 15, 2010.
- ³ ウクライナ危機発生後の論考として、以下を参照。Gustav Gressel, “Russia and non-proliferation: A concession that never was,” *European Council on Foreign Relations*, November 25, 2014.
- ⁴ Mark N. Katz, “Russia and Iran,” *Middle East Policy*, Fall 2012, Vol.19, Issue 3, p.57.他にロシアの利害について考える上で、以下の論考も有益である。Robert J. Einhorn and Gary Samore, “Ending Russian Assistance to Iran’s Nuclear Bomb,” *Survival*, Vol.44, No.2, Summer 2002, pp.51-70; Vladimir A. Orlov and Alexander Vinnikov, “The Great Guessing Game: Russian and the Iranian Nuclear Issue,” *The Washington Quarterly*, Spring 2005; Vladimir A. Orlov and Alexander Vinnikov, “The Great Guessing Game: Russian and the Iranian Nuclear Issue,” *The Washington Quarterly*, Spring 2005; Alexander A Pikaeyev, “Why Russia Supported Sanctions Against Iran,” James Martin Center for Nonproliferation Studies, June 23, 2010; Dmitry Shlapentokh, “Putin’s Moscow approach to Iran: between pragmatism and fear,” *Journal of Balkan & Near Eastern Studies*, January 2011, Vol.13, Issue 2; John W. Parker, “Russian and the Iranian Nuclear Program: Replay or Breakthrough?” *Strategic Perspectives* 9, Institute for National Strategic Studies, March 2012.

- ⁵ 戦略核兵器とは射程が5,500km以上のものを言う。それ以外を非戦略核兵器とするが、米ソの場合は1997年12月調印の中距離核戦力全廃条約（INF）によって、射程500kmから5,500kmのミサイルを全廃したため、非戦略核兵器は射程500km以下の戦術核兵器となる。ここに記した戦略核弾頭の推計値は1991年7月のもので、出所は以下の通り。“Estimated Soviet Nuclear Stockpile,” *The Bulletin of the Atomic Scientists*, July/August 1991, Vol.47, Issue6, p.48. ただし、2014年以降、米国はロシアが同条約に違反して中距離ミサイルを開発中であるとの批判を正式に提起している。
- ⁶ ルーガー上院議員によると、軍人も含むロシアの知人数人が彼およびナン上院議員のもとを訪れ、核超大国解体の危険性を訴えたという。ルーガーのホームページ参照。<http://lugar.senate.gov/991213.htm>, accessed September 28, 2001.
- ⁷ Amy F. Woolf, “Nonproliferation and Threat Reduction Assistance: U.S. Programs in the Former Soviet Union,” Congressional Research Service, 7-5700, March 6, 2012, www.crs.gov.
- ⁸ Justin Bresolin, updated by Brenna Gautam, “Fact Sheet: The Nunn-Lugar Cooperative Threat reduction Program,” *Center for Arms Control & Non-Proliferation*, http://armscontrolcenter.org/publications/factsheets/fact_sheet_the_cooperative_threat_reduction_program/より筆者作成。
- ⁹ これは米国側の思惑とも一致し、成果を上げてきた。米国の核及び不拡散政策もまた、力の格差ができたロシアに対して、米ロ・バリティの「誘因」を与える代わりに、その他の安全保障分野でのロシアの譲歩を引き出そうというものであった。戸崎洋史「オバマ政権の核軍縮・不拡散政策:ビジョンと成果のギャップ」『国際安全保障』第41巻、第3号、2013年12月、57頁。
- ¹⁰ Global Partnership :10 plus 10 over 10と呼ばれる。米国は今後10年間で、毎年10億ドルを支出することを約束し、残りの100億ドル支出を他の先進諸国に呼びかけるとしたものである。
- ¹¹ 秋山信将「核不拡散規範の順守強化とアメリカ外交」『国際政治』第150号、2007年11月、83頁。秋山は、単なる多国間主義ではなく政策の「実効性」を重視する「実効的多国間主義」への回帰としているが、ロシアにとってそれは受け入れ可能なものであった。
- ¹² ロシアは2013年末現在、まだこの他に軍事用高濃縮ウランを646トン、民生用を20トン保有していると言われる。長崎大学核兵器廃絶研究センター、市民データベースによる。http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/database/nuclear0/fms/heu_2014
- ¹³ 後に処分は高速炉を用いて行うことが決められ、2011年7月に改訂協定が発効している。2013年末現在、この34トンを含め84トンが現在も再処理継続中とされる。他に、ロシアは軍事用プルトニウムを94トン保有している。http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/database/nuclear0/fms/pu_2014.
- ¹⁴ Kingston Reif, “White House Reviewing Nuclear Budget,” *Arms Control Today*, http://www.armscontrol.org/ACT/2015_03/News/White-House-Reviewing-Nuclear-Budget.
- ¹⁵ ロシア側には当初から価格面で不当な扱いを受けているとの不満があった。
- ¹⁶ “Vstypitel’noe slovo na zasedanii Soveta Bezopasnosti (安全保障会議における冒頭の言葉),” December 3, 2003, <http://www.kremlin.ru/events/president/transcripts/22237>.
- ¹⁷ 以下を参照。<http://www.scrf.gov.ru/documents/38.html>, accessed October 25, 2007.

- ¹⁸ 「不拡散白書」はロシアの不拡散に関する問題点の分析や政策方針を述べたものである。イワノフによれば、毎年同様の文書は作成されていたが公表は初めて、ということで、情報公開により不拡散対策に前向きな姿勢を表明したものと見られたが、その後は公表されていない。
- ¹⁹ Pavel Podvig, *Consolidating Fissile Materials on Russia's Nuclear Complex*, International Panel on Fissile Materials, May 2009, pp.1-2, <http://fissilematerials.org/library/rr07.pdf/>.
- ²⁰ 「2025年までの時期におけるロシア連邦の核及び放射性物質の安全保障分野における国家政策の基礎」 <http://www.scrf.gov.ru/documents/18/128.html>
- ²¹ Matthew Bunn, *Securing the Bomb 2010: Securing All Nuclear Materials in Four Years*, Harvard Kennedy School, April 2010, p.36,39, www.mti.org/securingthebomb.
- ²² Ibid., p.39.
- ²³ Robert Ortung and Louise Shelley, "Linkages Between Terrorist and Organized Crime Groups in Nuclear Smuggling: A Case Study of Chelyabinsk Oblast," PONARS Policy Memo, No.392, December 2005.
- ²⁴ 本節の記述は以下の分析による。Alexander A. Pikayev, et al., "Russia, the US and the Missile Technology Control Regime," *Adelphi Paper* 317, IISS, 1998.
- ²⁵ 交渉の途中で、2国間協議は1993年9月以降、年2回のエネルギーと宇宙開発問題を討議する特別委員会（ゴア・チェルノムイルジン委員会）として実質常設化された。後にこれは正式に米ロ経済技術協力合同委員会と呼ばれるようになった。
- ²⁶ Pikayev, et al., "Russia, the US and the Missile Technology Control Regime," pp.47-48. 低価格を売り物とするロシア企業の市場参入を許せば、欧米企業にも損失が出るため、米国にはその調整が必要であった。
- ²⁷ 1994年3月、COCOMは「終了宣言」を行い、同7月の米ロ首脳会談でロシアが後継組織に参加することが原則合意された。
- ²⁸ 共同議長には米側からは駐ロ大使のワイズナー（Frank Wisner）、ロシア側からはロシア宇宙局長コプチェフ（Yuri Koptev）が任命されている。
- ²⁹ 平野滋治「ロシア」浅田正彦編『兵器の拡散防止と輸出管理－制度と実践』有信堂、2004年5月、215-216頁。
- ³⁰ Sergei Blagov, "Russia Plays the Iran Card," *ISN Security Watch*, <http://www.isn.ethz.ch/isn/Digital-Library/Articles/Detail/?id=97039&lng=en>, accessed March 1, 2013.
- ³¹ 原子力省の系譜については本稿78頁の解説を参照。
- ³² Anton Khlopkov, "Iran Breakthrough for Russian Nuclear Industry," *Moscow Defense Brief*, No.1, 2010, p.3, mdb.cast.ru/mdb/1-2010/item2/article2/?form=print, accessed May 10, 2010.
- ³³ 秘密協定で、ミナトムはイランに燃料サイクル施設（研究用軽水炉、燃料加工施設、特にウラン濃縮遠心分離プラント）の引き渡しで合意していた。アイホーンとサモアはロシア政府が嘘をついているか、ミナトムがモスクワに内緒でやっていたかのどちらかであるとしている。Robert J. Einhorn and Gary Samore, "Ending Russian Assistance to Iran's Nuclear Bomb," p.53.
- ³⁴ ただし約束はプシェール建設期間にのみ有効とされ、それはモスクワの予定では5年間であった。
- ³⁵ ロシア政府は依然技術流出が続いているのは、輸出規制がやっと緒に就いたばかりの

ため、制度が整備されてくればなくなる、と主張したが、流出継続の陰にはロシア政府の「容認」があると考えられていた。Robert J. Einhorn and Gary Samore, “Ending Russian Assistance to Iran’s Nuclear Bomb,” p.56.

³⁶ リビアへの聞き取り調査は2003年に行われた。カーン博士は04年2月、TV放送を通じて闇市場の存在を告白した。ただし、08年になって、告白は強制されたものとして身の潔白を訴えている。

³⁷ Dmitri Trenin, *Russia’s Nuclear Policy in the 21st Century Environment*, Proliferation Paper, IFRI, autumn 2005, p.24.

³⁸ これは2004年9月に米ロパートナー会合の場で米国より提唱された、米ロ起源の高濃縮ウラン燃料や使用済み燃料の回収を図る「地球的規模脅威削減イニシアチブ」(GTRI)を受けた動きである。

³⁹ ロシア案にはEUも米国も賛意を示している。この提案が失敗しても、イラン問題の国連安保理付託にこれまで反対してきたロシアが賛成することを期待したためと言われる。事実その通りになっている。

⁴⁰ 発表はユーラシア経済共同体首脳会議の席上で行われた。また、同年9月のIAEA総会で、さらに詳しい内容が公表されている。

⁴¹ 元原子力相のアダムフ、ルミャンツェフはいずれも核物理学者であった。

⁴² 新法『原子力エネルギー利用分野の活動を行う組織の資産・株の運用、分割の特徴について、及び、ロシア連邦の各法の修正について』によって、企業や外国組織が核物質を再処理・再輸出のためにロシアに持ち込むこともできることになった。

⁴³ “Poslanie Prezidenta Rossiiskoi Federatsii (大統領議会教書), “Prezident Rossii, October 5, 2006, <http://kremlin.ru/events/president/transcripts/23577>.

⁴⁴ “Nuclear Power in Russia,” World Nuclear Association, August 2015, p.3, www.world-nuclear.org/info/Country-Profiles/Countries-O-S/Russia-Nuclear-Power/.

⁴⁵ 実際に核燃料の搬入が開始されたのは2007年12月16日である。ロシアの燃料搬入は独自で濃縮を行う必要性を主張するイランの論拠を打ち消すものとして欧米も支持を表明した。Peter Crail, “Intel Report Reshapes Iran Sanctions Debate,” *Arms Control Today*, January/February 2008.

⁴⁶ ただしロシア側は工期が伸びたのは支払い上の問題だとしていた。

⁴⁷ NPT条約は非核保有国に対して原子力の平和利用の権利を認めてはいるが、濃縮や再処理の権利を与える、あるいは否定するということを規定していない。米国の政策は、NPT条約の下での「濃縮の権利」は認めないというものである。”Iran Nuclear Negotiations: Separating Myth from Reality,” Issue Briefs, *Arms Control Association*, <http://www.armscontrol.org/print/6789>.

⁴⁸ ブラジル、トルコはその直前に2009年10月の仲介案と類似した仲介案を提起し、説得工作に当たっていた。やはりこのときも、2010年5月、イランはこの提案にいったん合意（テヘラン宣言）の姿勢を見せていた。

⁴⁹ “Sovmestnaya pres-konferentsia s Federal’nym kantslerom Germanii Angeloi Merkel’ po itogam rossiisko-germanskikh peregovorov (露独会談の結果に関するアンジェラ・メルケル独首相との共同記者会見),” June 5, 2010, <http://news.kremlin.ru/transcripts/7973/print>, accessed March 28, 2013.

⁵⁰ 各国駐在ロシア大使会議でのメドベージェフ発言。Valeriya Bichyrina and Vladimir Kuzar, “Vneshnepoliticheskie prioritety Rossii (ロシアの対外優先事項),” *Krasnaya Zvezda*, July 12,, 2010.

- ⁵¹ John W. Parker, “Russia and the Iranian Nuclear Program: Replay or Breakthrough?,” National Defense University, March 2012, p.15.
- ⁵² Ibid., p.17.
- ⁵³ Fyodor Lukyanov, “Russia Will Not Change Its Position on Syria,” *Rossia v global’noi politike*, December 18, 2012, <http://eng.globalaffairs.ru/redcol/Russia-Will-Not-Change-Its-Position-on-Syria-15777>.
- ⁵⁴ ロシア・イラン外相会談後の記者会見でのラブロフ外相の発言(2012年6月13日)。 <http://www.mid.ru/bdcomp/ns-rasia.nsf/1083b7937ae580ae432569e7004199c2/c32577ca0017458644257a1d001fe148!OpenDocument>, accessed April 15, 2013.
- ⁵⁵ メドベージェフは、2011年1月の段階で前言を翻し、イランが核兵器獲得を目指しているという証拠はないと述べた。また、ラブロフ外相も1・2月に、ロシアはイランにこれ以上の制裁を科すつもりはないし、むしろ制裁を緩和すべき時が来た、と発言している。Katz, “Russia and Iran,” p.61.
- ⁵⁶ John W. Parker, “Russia and the Iranian Nuclear Program,” p.26.
- ⁵⁷ 米国の立場は、ここでもイランの「濃縮の権利」を認めるものではなく、イランが濃縮計画を持ち、今後も制限された濃縮計画を保持するであろうという事実を認める、というものである。“Iran Nuclear Negotiations: Separating Myth from Reality.”
- ⁵⁸ 例えば以下を参照。Celeste Wallander, “Geopolitics and Neo-containment, as well as Common Security: Russian Views of Proliferation,” PONARS Policy Memo, No.371, December 2005.
- ⁵⁹ 以下も参照。Dmitry Shlapentokh, “Putin’s Moscow approach to Iran: between pragmatism and fear,” *Journal of Balkan & Near Eastern Studies*, January 2011, Vol.13, Issue 2, p.213.